

# 大田区産業プラザ 防火・防災・禁止行為・解除承認について

## 1 禁止行為

火災予防条例第 23 条第 1 項の規定に基づき、大田区産業プラザでは下記の行為を禁止しています。

### (1)喫煙

6階喫煙所を除いて、敷地内禁煙です。

### (2)裸火の禁止

ア 裸火とは、気体、液体、固体燃料を使用する火気器具などで、炎、火花を発生させるものまたは、発熱部を外部に露出するものをいいます。

イ 電気を熱源とした器具で発熱部が赤熱して見えるもの(例 電気コンロ・電気ストーブ・電熱器など、ただし、発熱部が焼室、風道、庫内に面しているトースター、ホットプレート、ヘアドライヤー、オーブンなどは除く)および外部に露出した発熱部で可燃物が触れた場合、瞬間的に着火(表面温度 400℃)するおそれのあるものは裸火に含まれます。

### (3)危険物の持込み

ア 危険物(ガソリン、灯油、重油、作動油、印刷インク、機械内蔵油、洗浄油、植物油など、消防法で定める危険物)

危険物品の種類(消防法等で定める危険物)

- ・第1石油類(引火点 21℃未満のもの) ガソリン、ベンジン、シンナー、アルコール類など
- ・第2石油類(引火点 21～70℃未満のもの) 灯油、軽油、洗浄油、テレピン油、アルコールなど
- ・第3石油類(引火点 70～200℃未満のもの) 重油、マシン油、潤滑油など
- ・第4石油類(引火点 200℃以上のもの) ギヤー油、シリンダー油、タービン油など

動植物油類(不燃性容器に収納密栓され、貯蔵保管されているものを除く)

※切削油については水溶性を使用してください。ただし、水溶性でも申請は必要です。

イ 指定可燃物(ラッカーパテ、パラフィンなど消防法および火災予防条例で定める指定可燃物)

ウ 可燃性ガス(プロパン、アセチレン、水素など一般高圧ガス、保安規制で定める可燃性ガス)

エ 火薬類

## 2 禁止行為の解除条件

前記の行為のうち出展物実演のためにやむを得ない必要最小限のものに限り、以下の承認要件をもって事前に申請し、消防署の承認を受けた後、会場内へ持込みおよび実演が可能となります。なお、解除承認なしに、その行為を行った場合は、ただちに使用を中止していただきます。

### (1)裸火の使用

ア 同一型式の火気器具は一点のみとする。

イ 気体燃料の消費量は、一機類につき 5 万キロ cal/H 以下として、必ずガス漏れ警報器を設置する。

ウ 固体燃料の消費量は、1 日につき木炭 15kg、練炭 10kg その他 5kg 以下とする。

エ 液体燃料(灯油など)は使用しない。

オ ローソク、キャンドルランプ、調理用固形アルコール燃料の使用は消防署に相談する。

カ 裸火使用箇所の周囲は、不燃材で被覆する。

キ 裸火使用箇所と危険物品、その他易燃性の可燃物とは水平距離 5m 以上離す。

ク 来場者にやけどなどの危害をおよぼさないよう保護措置を設ける。

ケ 火花が発生する場合は床に敷物などを使用しない。

コ 火気使用器具は容易に移動しないよう固定する。

サ 実演場所までのガス配管は、金属パイプを使用する。

シ 粉末消火器(消化能力 2 単位以上)を必ず備え、かつ表示する。

## (2)危険物品の持込み

ア 非常口などの避難施設から水平距離 6m(ただし、危険物持込量が多い場合は 10m) 以上離す。

イ 火気使用場所から水平距離 5m 以上離す。(不燃材料で防火有効に遮断するなどの安全措置を講じた場合を除く)

ウ 実演に必要な最小限の量で 1 日の使用分のみとする。

エ 補給は開場時間中に行わない。

オ 保管には、浸潤・揮発など引火、着火の危険がないように厳重な配慮をする。

カ 危険物、指定可燃物の煮沸行為における油量は 80%以下とする。

キ 展示のみに持込む危険物容器は空缶とする。

ク 接触、混合発火する恐れがある危険物は同一の場所では取り扱わない。

ケ 空き缶、残油は必ず持帰り、小間内に置かない。

コ 可燃性蒸気の発生が著しい機器を使用する場合は、当該蒸気を屋外の安全な場所に排出する設備を設ける。

サ 危険物品を小間内に持込んだ場合には、必ず粉末消火器(消化能力 2 単位以上)を備え、かつ表示すること。(裸火用設置と兼用できる)

## 3 禁止行為の解除申請手順

主催者は期限を遵守して下記のとおり申請を行ってください。

①催事開催日の 1 か月前に蒲田消防署査察係と相談・調整を行う。

②「禁止行為の解除承認申請書」、「禁止行為の解除申請内容明細書」(以下、申請書類)を作成する。

※「禁止行為の解除申請内容明細書」の『防火管理者』欄は空白にしてください。

③大田区産業プラザ 予約センターへ申請書類を提出する。

④公益財団法人大田区産業振興協会で承認された場合、決済印を押印した申請書類を受け取る。

⑤催事開催日の10日前までに申請書類を蒲田消防署に提出する。

※書類不備等により差し戻しの可能性がありますので、なるべく早めに提出してください。

⑥消防署より視察の日時が指定されるので、展示責任者・出展者は、大田区産業プラザの管理者及び備品担当者とともに視察に立ち会う。

※当館管理者との日程調整が必要ですので、事前に視察日時を予約センターへ連絡してください。

当館管理者が立ち会うことができない場合は、禁止行為の解除が承認されないことがあります。

⑦消防署より承認された場合は、交付される承認証を機器に添付または掲示する。